

「橿原道場」設立に関する一考察

－「国民統合」とスポーツツーリズム－

渡邊昌史 (武庫川女子大学)

キーワード：スポーツツーリズム、国民統合、紀元 2600 年

1. はじめに

奈良県立橿原公苑（以下、橿原公苑）は橿原市のほぼ中央部に位置し、畝傍山の東側に陸上競技場、野球場、体育館などが広がる。昭和 59 (1984) 年「わかさ国体」の主会場、2002 年サッカーワールドカップではチュニジア代表のキャンプ地、「夏の甲子園」の奈良県予選が開催されるなど、奈良県におけるスポーツの「聖地」としての位置を占めている。

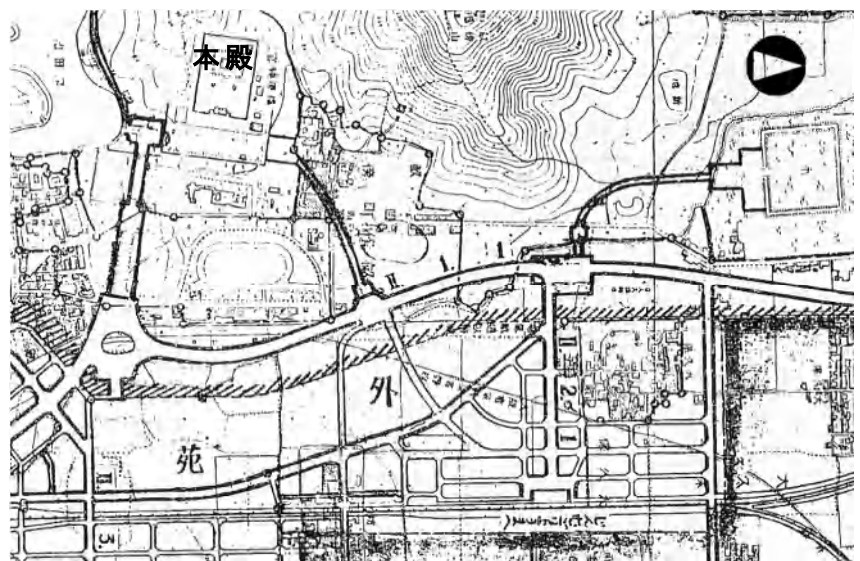
橿原神宮、神武天皇陵などの歴史的遺産に囲まれた橿原公苑は、敷地のかなりの部分が橿原神宮の所有であることが物語るように、昭和 15 (1940) 年に橿原神宮の附帯施設としてつくられた「橿原道場」をその前身とする。

本研究は、神武天皇を祭神として明治 23 (1890) 年に創建された橿原神宮、その神域になぜ橿原道場がつけられたのかについて、歴史的な文脈及び、政官（県、政府）と民（橿原神宮、地元）のこれをめぐる論理から明らかにしようとするものである。

2. 橿原神宮創建と運動場の設置

橿原神宮は創建直後から第 1 回の整備拡張事業を開始し、大正 15 (1926) 年に一応の完成をみた。この間、周辺の様子は一変した。大正 12 (1923) 年には大阪電気軌道が延伸し橿原神宮前駅（旧駅）を開設、次いで吉野鉄道が吉野口から北進し同駅に乗り入れた。これによって参拝者は 20 倍となり、大阪鉄道も駅の設置を計画中的であることから、さらに数十倍の増加が見込まれ、「狭隘なる境内にては将来際限なき参拝者を収容するの余地なき」状態となった（1929 年大阪鉄道橿原神宮駅開業）。

工事中の大正 10 (1921) 年には、早くも総額約 530 万円の第 2 回拡張事業計画を内務省に申請し、同年の第 45 議会の衆議院でも事業実施を政府に求める建議が可決されたが、関東大震災による経済混乱のため立ち消えとなった。このため、橿原神宮は奈良県へ約 24 万円を寄付、県事業として拡張事業予定地であった神宮前東方の土地の買収を実施、神宮がみずから「神宮外苑」といふべき畝傍公園が設置された。橿原神宮は創建時の 2



【図 1】藤田 (1940) p. 15 を改編
本殿前のトラックの見えるあたりが畝傍公園。「外苑」と記されているところが、後の橿原道場（現在の橿原公苑）。ケバ線より西側（地図の上部）は橿原神宮所有地を示す

万 159 坪から 3 万 6,638 坪へと拡張、3 万 8,000 坪の畝傍公園を外苑として有することとなったものの、伊勢神宮の神苑をモデルとする構想から、「建国の聖地」としていまだ相応しくないと言われていた。

第 1 回事業、第 2 回事業計画のいずれにおいても、スポーツ関連施設は管見できないが、『橿原神宮史』『第 1 回宮域拡張事業完成ニ関スル記事』において、大正 15 (1926) 年 1 月 15 日「公園運動場地鎮祭」に坂田公園課長、大阪電気軌道株式会社 (以下、「大軌」) 田村藤助らが列席して挙行されたことが現れる。

同年 3 月、参拝客相手の商店、家屋等が密集した橿原神宮前駅と神宮との間に、運動場を中心とする県立畝傍公園が竣成した。橿原神宮の神域に、近代性かつ公共性を帯びた公園が開設された理由については別稿に譲るとして、「運動場」設置の経緯を解く鍵として、大正 14 (1925) 年 9 月に大軌から橿原神宮へ「畝傍公園整備費として 2 万円」寄付の申し出があったことを指摘できよう。

時系列にみれば、大軌から畝傍公園整備費、すなわち運動場の開設を目的とする寄付があり、これをもとに神宮外苑に運動場が造成されたと考えられる。地鎮祭記事中、他に請負人として 1 名の氏名が記される以外に出席者は「12 名」と一括りされており、大軌の扱いの大きいこともこれを裏付ける。大軌による寄付の目的は参拝者のみならず、運動場利用者による乗降客増加を見込んでのことであろうことは想像に難くない。言い換えるならば、橿原神宮にスポーツ施設がつけられることになったきっかけは、大軌の経営戦略にその一端を発しているといえよう。

昭和 5 (1930) 年 7 月、鉄道網の一層の発達によって参拝者がさらに増加して手狭となった上、付近に民家が増えて環境が悪化したため、橿原神宮は創建 40 周年記念事業として約 170 万円の予算で第 2 回の拡張整備事業の実施を再び内務省に申請した。事業完成目標年が紀元 2600 年 (神武天皇即位紀元) であり、神宮創立 50 年にもあたることから、事業の実施と神宮での式典の挙行を国家的事業という形で求めた。

申請は衆議院での「建議」可決を見るも、政府は何ら対応を示さなかった。国家神道の名目とは裏腹に、伊勢神宮以外の神社は財政的、名目的にも冷遇されており、橿原神宮も例外ではなかった。国における全国の神社修繕整備予算が数万円程度であり、折からの昭和恐慌脱出が最優先されるなかのこともあった。

3. 紀元 2600 年奉祝と経済発展への期待

昭和 9 (1934) 年 1 月 27 日『奈良新聞』において、奈良県における紀元 2600 年奉祝の動きが報じられた。「東京での動向、有志による建国 2600 年祭挙行、政府による万国博覧会開催の計画を受けて、建国の聖地橿原においても 2600 年祭を最も盛大におこなうべく、地元畝傍町で準備が進められ、全国より浄財を募集して神域を拡大する。国庫によって奈良、橿原間を結ぶ参宮自動車道を建設するために、貴衆両議院へ陳情書を提出する」。そして「奈良市としても遊覧都市としてこの上ない計画なので賛成者が多い」と結んでいる。この陳情は請願という形で貴衆両院に提出され、可決された。

古川によれば、奈良県内における紀元 2600 年奉祝の動きは橿原神宮のそれに影響されたものではなく、東京における万博開催に向けての動向によって触発された、経済的利益を期待してのことであった。外来、奈良は有名な観光地であったが、外客誘致の風潮や国立公園設定を機に県内では観光産業への関心が急速に高まっていた。

同年 9 月、奈良県選出、出身の貴衆両院所属議員の呼びかけによって、奈良県における紀元 2600 年記念事業に関する協議会が開かれた。記念事業として橿原神宮における盛大な式典、整備拡張などを県当局に「建議」することが決定された。特筆すべきは参拝者のための施設（参籠所、武道場）の建設がそこに含まれていることである。第 67 議会にて、昭和 10 年度内務省予算の中に、橿原神宮整備拡張事業の初年度予算として 5 万円が計上され、可決された。

昭和 10（1935）年 2 月、畝傍町長他 55 名は「皇紀 2600 年記念事業」を橿原神宮へ請願した。紀元 2600 年、鎮座 50 年記念の大式典の開催、聖蹟顕彰などはこれまでの延長線上に位置するものであるが、「日本精神修養道場建設」と「神宮外苑運動場ノ設置」を 9 大事業の 2 つの柱に据えたことは新たな展開である。参拝する学生一般青年の日本精神涵養のために宿泊可能な施設を建設、これを「奉納武道場」「奉納日本芸道場」にも充てる。外苑運動場は現状の運動場を移転拡張させ、各種陸上競技運動に使用すべく一大運動場を新設することとしている。

橿原神宮の企図する紀元 2600 年奉祝事業は、これまで地元からの支持が必ずしも得られてはいなかった。それが、東京における「紀元 2600 年記念にオリンピックを招致」に端緒を發する紀元 2600 年奉祝に向けた動きのなかで、地元の経済発展への期待と結びつき、初めて積極的な支持を受けることとなり、全県的な運動へと発展した。

4. 国民精神総動員運動

昭和 10（1935）年 4 月、県は知事を会長として、県内有力者らによって構成する皇紀 2600 年記念事業委員会を設置した。翌 11 年 4 月、県は同会に橿原神宮の整備拡張、外苑の整備などの計画を検討させ、並行して 5 月に県知事名で政府の紀元 2600 年祝典準備委員会に橿原神宮関係の記念事業促進を求める上申書を提出した。記念事業の多くを国による実施を期待してのことであった。

昭和 11（1936）年 5 月、建国畝傍顕揚会（会長畝傍町長）及び奈良県会議長の連名にて、「皇紀 2600 年事業を大和橿原神宮中心に施行」を求める請願を政府に提出した。先年の畝傍町有志による神宮への請願を引き継ぐ内容であるが、奉祝行事を「橿原神宮を中心」に国家事業として開催を求めることを協調している。

同年 7 月、内閣に紀元 2600 年祝典事務局、祝典評議委員会が設置されたが、事業計画に橿原神宮における「運動場」整備は盛り込まれなかった。

県においても奈良県紀元 2600 年奉祝準備委員会を設け、10 月に県会は政府の祝典評議委員会に陳情書を提出した。県として中央の奉祝事業計画に対する公式申し入れである。社殿整備、宮域拡張に伴い廃止となる畝傍公園グラウンドについては、明治神宮にならい、外苑にグラウンドを国費あるいは奉祝会が整備することで「体育ノ奨励ト日本精神ノ發揚」がはかれるとしている。

昭和 12（1937）年初頭の橿原神宮「紀元 2600 年奉祝記念事業総説」では、祭典の他、記念事業として神域拡張、日本万国博覧会の開催をあげているが、「運動場」設置はなく、万博も民間ではなく東京市及び万博協会によって開催することを「適当ト認ム」である。

県は昭和 12（1937）年 3 月に県知事名で内閣紀元 2600 年祝典事務局長へ「橿原神宮外苑運動場設置」の陳情をおこなった。要旨は次のとおりである。「畝傍運動公園は大正 15 年に県と橿原神宮が協議の結果、神宮側も運動場の必要を認め設置費として県に寄付 2 万

円をしたことにより開設、神宮外苑運動場として御神徳の発揚と体育の奨励に努めてきた。これが神域拡張のため廃止されることとなり、参拝者の増加、陸海軍部隊の参列、国民精神作興大会の開催のためにも大グラウンドが必要となった。運動場の利用は清浄なる精神を以て体育の向上を図るものであり、修養館兼宿泊所の精神的陶冶の施設、体育的設備を整え、以て教化機関の完璧を期する。」

県は橿原神宮における運動場に関して、当初より資金面を神宮、大軌に依存するなど、主体性を持ち得ていなかった。今回も神域拡張に伴う運動場の撤去にあたり、国による再整備を訴えている。そこで持ち出したのが「軍」、すなわち軍のシンボリック的存在である神武天皇であった。

同年 4 月、財団法人紀元 2600 年奉祝会が誕生、既に確定済みの 5 大祝典事業の第一は橿原神宮の拡張整備であったが、運動場への言及はない。

7 月には日中戦争が勃発、戦線拡大のなかで事業推進に危機感をもった県は、政府関係者へ「皇道の宣揚と日本精神の作興をはかるべき奉祝記念事業は、時局多端の理由をもって躊躇すべきではなく、むしろ一層積極的に実施し国民精神総動員に資するように要望」した。10 月には国民精神総動員中央連盟が結成予定という状況をふまえ、「建国のシンボル」を祀る橿原神宮といった特徴を最大限に活かした「国民統合」の論理であった。

8 月、県知事、内務省神社局長、内閣紀元 2600 年祝典事務局長らによる協議の結果、橿原神宮の神域拡張のための土地買収、鉄道の移設は国費によって県に委嘱して実施するが、県が強く要望してきた外苑整備（総合運動場）、宿泊所、精神修養館などの建設は県の事業として実施する方向で検討に入ることとなった。

5. 国民統合と資本の論理

奈良県の 2600 年奉祝記念事業は、外苑グラウンドと青年道場の設置が主なるものであり、県予算からの支出の他、県の奉祝会で寄付金を集め、グラウンドの地ならしには明治神宮整備の前例に依り、全国からの勤労奉仕隊の参加を求めることにしていた。

そこに手を差し伸べたのが、大阪朝日新聞社であった。

昭和 13（1938）年 2 月 11 日（紀元節）『大阪朝日新聞』朝刊 1 面に「皇紀 2600 年記念事業」として「肇国精神の発揚につとむるとともに、現時局下全国国民精神総動員の一助たらしめん」がため「県当局ならびに県奉祝会と協力の下、皇紀 2600 年を記念する一大国民運動を提唱し、これが実現を期する」という社告が打ち出された。

次いで、3 月 6 日朝刊において「日本青年道場建設」「全国青少年集団訓練ならびに勤労奉仕運動」など「建国精神の発揚」のため、「各種の催し」と「奉祝記念事業基金募集」の事業計画が発表された。

大阪朝日新聞社が県の奉祝記念事業のうち、勤労奉仕団体の組織運営、資金調達の一部に協力することになったのである。古川によれば、名目は大阪朝日新聞社の奉祝記念事業であったが、当時大阪毎日新聞社と激しい販売合戦を繰り広げていたことを考えると、実際には販売部数拡張策の一つとして計画されたとしか考えられないとする。

同紙奈良版には、県及び県奉祝会幹部のこれを歓迎する談話の掲載が続いた。「紀元 2600 年を機会に観光大和の一大躍進をはかることは、いま県民に与えられている最大の課題である」「青年道場の建設をはじめ幾多の事業を通じて全国の青少年を聖地に集めるほか、紀元節ならびに神武天皇祭を中心に建国精神の発揚につとめる講演及び出版、映画ならびに

武道、協議などの催しを恒久的に行なうとのことであるから、将来観光事業におよぼす貢献に少なからぬものがあることを信ずる」。ここには、先のような「建国のシンボル」による「国民統合」の論理よりも、現実的な経済振興の本音を読み取ることができよう。まさに、「紀元 2600 年」において、政官民の利害が一致したのである。

6 月 8 日には、工事への勤労奉仕のため「建国奉仕隊」の結成式が県知事、大阪朝日新聞社会長、県下中等学校、奈良師範、青年団員、朝鮮青年代表など 3 千名が参加して挙行された。そして、「八咫鳥旗」を旗印に関西を中心に自治体、学校、企業から多くの人々が参加、大グラウンド、外苑道路、日本青年道場建設などの奉仕作業に取り組んだ。

6 月 28 日、県奉祝会理事会にて外苑運動場の設計が決定した。外苑の面積は約 4 万坪で南側 2 万坪には芝生を張った運動場を設け、神域に面する側を除く三方に約 4 千坪のスタンドをめぐらす計画で総経費 15 万円とされた。

財源での難航が予想されたが大阪朝日新聞社、大軌、天理教本部、原田積善会の特別寄付によって成され、建設費は土地買収費を含め、1,755,468 円であった。

昭和 15 (1940) 年 1 月 1 日『大阪朝日新聞』には「紀元 2600 年・本社の新事業」として「修練『橿原道場』を奉獻」の社告が躍った。橿原道場は 1 月末に竣工、2 月 4 日に奉獻式を挙行。建国会館 (1928 年昭和天皇即位礼の際に建設、畝傍公園より移築)、大運動場 (400mトラック、他は一面芝生で多目的利用、三方のスタンドで数万を収容)、八紘寮 (修養宿泊施設)、橿原文庫 (国史関係の図書館)、大和歴史館 (工事に際し出土した考古学的史料の展示施設。橿原考古学研究所の前身)、野外公堂、相撲道場、弓道場等の施設からなり、「全国青少年の修養場として、また武道精力の鍛錬場として純朴高尚なる建物夫々特徴があり、永遠に聖なる道場として広く利用される」。

建国奉仕隊には述べ 121 万 4,081 人が集まり、建設費として寄せられた浄財は約 100 万円に及ぶことが報じられた。

橿原道場は奉獻式を経て橿原神宮に寄付されたが、同日、奈良県に移管され、県営橿原道場となった。

6. まとめに代えて

橿原神宮における最初のスポーツ施設は、神宮及び大軌からの「寄付」によって、大正 15 (1926) 年に外苑の畝傍公園内に設置された運動場である。競馬や花火が奉納され、ガス燈籠が設置されるなどハイカラな「空間」において、神宮、大軌と県の思惑が合致した結果であった。

橿原神宮が伊勢神宮をモデルに清浄な「神域」創出を企図するなかで、運動場の撤去が必然



【図 2】「橿原道場」奉獻式を伝える記事 (1940 年 2 月 8 日付) 左より八紘寮 8 棟 (1 棟 100 名収容)、建国会館、円形は野外公堂、右には 400mトラックのスタンドが見える。

となった。しかし、地元及び政府の反応は鈍く、そこで神宮が持ち出したのが紀元 2600 年奉祝記念という、「建国のシンボル」としての神武天皇であった。

期せずして、東京発の奉祝運動が奈良県にも波及し、観光ブームに乗り遅れまいする地元と県の意向とも相まって、橿原神宮の整備拡張が実現することとなった。

県は奉祝事業に併せて運動場の再整備を国に訴え、事業推進のために展開したのが、橿原神宮の特徴を最大限に活かした「国民統合」の論理であった。そこに、「2600 年奉祝」という法被をまとった大阪朝日新聞社の企業戦略、すなわち資本の論理が便乗し、これに呼応した人々のチカラによって昭和 15 (1940) 年、橿原道場が創り出されたのである。

それはまた、戦前期におけるスポーツツーリズムの一つの到達点でもあった。

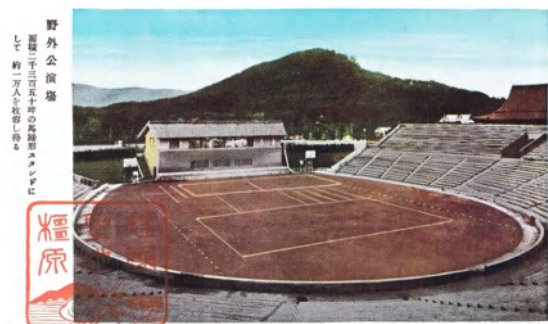


【図 3】 橿原道場案内



【図 4】 運動場 (絵はがき)

トラック 400m × 8 走路。集団体操で 2 万人、スタンドは 15,000 人収容



【図 5】 野外公堂 (絵はがき)

スタンドに 8 千人、広場を併せると 1 万 4 千人容可能。中央では武道も実施可能な仕様

※主要文献：橿原神宮庁(1981)『橿原神宮史』巻1、巻2／甲佐知定編(1941)『橿原道場施設概要』／奈良県(1962)『奈良県政七十年史』／藤田宗光(1940)『橿原神宮と建国奉仕隊』阪神急行電鐵百貨店部／吉川隆久(1998)『皇紀・万博・オリンピック』中公新書／私製(1941)『橿原道場要覧』／図2～5は著者蔵